

Japan Cycling Navigator 会則

(前文) サイクリングをこよなく愛する私たちは、言葉や習慣の異なる人々が日本におけるサイクリングを楽しめるように、世界のサイクリストが日本におけるサイクリングについての経験と知識を共有する場を提供したいと考えました。また、日本人が外国人とともにサイクリングを行い、あるいはホスピタリティーを提供することを通して、私たち自ら草の根の国際交流を楽しみたいと思っています。私たちが提供するそれらの場が、世界の人々の助け合う場となり、日本の良さを楽しむことにつながり、以て日本を旅行する世界のサイクリストの増大につながれば、それこそ私たちの喜びです。そのような考えを共有する人々が協力し互いに助け合う活動に、一人でも多くの人に参加いただける組織となることを目指して、ここに会則を制定します。

(制定日) 平成20年6月8日 (発起人) 阿部剛志、池田研一、岩村隆夫、大江佳寛、小泉成
紘、富田英夫、津田 晋、長沼 理、林 一茂、深山哲夫、渡辺榮一

(改正日) 平成21年5月21日

第1章 総則

第1条 名称

本会の名称は Japan Cycling Navigator、略称は JCN とし、日本語では日本サイクリングナビゲーターと表記する。

第2条 身分

本会は登記されていない非営利団体である。

第3条 事務所所在地および連絡先

- (1) 本会の事務所は、電子的にのみ存在する。
- (2) 本会の電子的所在地は、ウェブサイト <http://www.japancycling.org> とする。
- (3) 本会の連絡先は、本会の連絡先は、ホームページ上の問合せフォームとする。

第4条 目的

本会は、日本におけるサイクリングに関心を持つ外国人が快適なサイクリングを行えるよう支援することにより、日本におけるサイクリングの魅力を高め、その魅力を世界に広めることを目的とする。

第5条 活動

本会の活動は次の通り。

- (1) 外国人サイクリストに役立つと思われる情報を提供する。

- (2)外国人サイクリストと共に日本におけるサイクリングを楽しむ。
- (3)本会が単独または他団体と協力して、外国人サイクリストが日本の良さを楽しめるサイクリングイベントを開催する。
- (4)外国人サイクリストを支援したい個人ボランティアまたは団体との仲立ちを行う。
- (5)その他、第4条に掲げた目的のために必要と認められる諸活動。

第2章 参加者

第6条 参加者

本会は次の者により構成される。それらを総称して「参加者」と呼ぶ。

- (1)会員
- (2)事務局員
- (3)役員
- (4)寄稿者

第7条 会員

- (1)本会の趣旨に賛同し、総会で定めた所定の会費(別紙1)を納めることにより本会の活動を支援するものを会員と呼ぶ。
- (2)会員には、個人のための正会員および家族会員、企業のための協賛会員がある。
- (3)正会員であって事務局員として活動する者は、申し出に基づき運営委員会の承認により会費を免除できる。

第8条 事務局および事務局員

- (1)本会の趣旨に賛同し、本会の業務活動に従事することにより本会を支える者(「事務局員」=「スタッフ」と呼ぶ)の集まりを事務局と呼ぶ。
事務局の業務は、一人以上の事務局員によって構成される複数の業務グループ(「ワーキンググループ」と呼ぶ)に分散して行われる。業務グループには、グループリーダーを置くことができる。事務局の業務は、運営委員会が任命する事務局長により統括される。
- (2)会則制定当初、本会の発起人は事務局員とされる。それ以後、会員または非会員志願者自らの申し出でに基づき、運営委員会の承認により、事務局員になることができる。
- (3)事務局員は有給である場合もあれば無給の場合もある。

第9条 役員

- (1)役員は、総会において選任される3名以上の運営委員および1名以上の監事とする。運営委員のうち1名を会長、1名を事務局長とする。

- (2) 役員は無給とし、年次総会により選出される。
- (3) 会長は本会の実際の活動が本会の目的に沿って行われているかを客観的に評価し、適宜事務局に対して適切な指導を行う。
- (4) 監事は運営委員の業務執行、本会の財産の状況を監査し、総会に報告する。

第10条 寄稿者

本会の趣旨に賛同し、本会が運営するウェブ上のコンテンツ等に貢献する形で本会を支援する者は、寄稿者と呼ばれる。

第11条 兼任

会員、事務局員、役員、寄稿者はそれぞれ独立した構成員であるが、兼任も可能とする。

第3章 会議

第12条 年次総会

- (1) 年次総会は毎年原則として4月から 6 月までの間に開催される。総会の日時または期間、場所または開催方法、議題(活動報告、決算報告、活動計画、予算案、役員選挙等)は、基本的に開催の 2 週間前までに事務局より電子メールで告知される。
- (2) 年次総会の定足数は、会員及び事務局員の過半数とする。それぞれ一票の投票権を与えられるが、委任投票は認められない。単純多数決が用いられるものとする。

第13条 運営会議

- (1) 年次総会後の最初に開催される運営委員会において、会長と事務局長を運営委員の互選によって選出する。運営委員会は会計担当をスタッフの中から任命する。
- (2) 運営委員会は活動の方向付けを行い、業務を遂行する目的で、基本的に月一回、運営委員が参加して開催される。ただしこれに限らず、運営委員会の会議に出席したい者は会員であれば誰でも参加することができる。
- (3) 運営委員会の定足数は、運営委員の過半数とする。それぞれ一票の投票権を与えられるが、委任投票は認められない。単純多数決が用いられるものとする。
- (4) 会員は、運営委員会の議決事項に対して異議を申し立てる事ができる。異議が出た場合、最終的には会員総数の単純多数決で決定する。

第4章 知的所有権

第14条 知的所有権

- (1) 定義:「寄稿」とは、文章、写真、画像、動画、アイデア、提言、コメント、推奨、フィードバック、編集、その他、参加者が提出した貢献を意味する。
- (2) 各参加者は本会に寄稿したものを本会が編集・格納・複製・再生・出版・公開・修正・配布することに対して、その寄稿に含まれるすべての著作権の下で、非独占的、永久的、譲渡不可の使用許可を与える。

第15条 顕彰

- (1) 寄稿者の存在なくして本会がその目的を達成することはできない。よって、運営委員会は、少なくとも年1回、寄稿者の中で特に貢献が顕著であったものを認定し謝意を表することとする。
- (2) 本会がその貢献が顕著であると認定した寄稿者は、名誉寄稿者と呼ばれる。

第5章 雑則

第16条 改正

この会則は正会員のうち棄権者を除いた者の過半数の同意をもって改正できる。

第17条 適用

この会則は平成20年6月8日より施行するものとする。

(別紙1)

会費規定

(1)4月1日から翌年3月31日までの一年間の会費は正会員 1,200 円、高校以上の家族会員 800 円、中学以下の家族会員は 400 円(中学生以下の家族会員には投票権はない)、協賛会員は一口 12,000 円以上任意の口数とする。年度の途中に入会した場合も同じ。退会する場合に払い戻しは行わない。

(2)会費は次の銀行口座への振り込みにより支払うこととする。

銀行名: 三菱東京 UFJ 銀行

支店名: 銀座通支店 (店番 024)

電話: 03(3573)3251

口座: 普通預金

番号: 1463234

名義人: 日本サイクリングナビゲーター